

3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

「横浜市阪東橋駅・黄金町駅周辺地区バリアフリー基本構想」において、「生活関連施設」と「生活関連経路」を定めています。

■生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設のことです。

主として、（１）高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること、かつ、（２）その施設へ至る手段が、主に阪東橋駅・黄金町駅からの徒歩によることという条件を満たす施設とします。

■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路で、特にバリアフリー化を図る必要性が高い経路とします。

なお、生活関連経路は、目標とする整備水準によって、次の２つに区分します。

○生活関連経路（Ａ）

生活関連経路のうち、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路、または、すでに同基準等に沿った整備がなされている経路

○生活関連経路（Ｂ）

生活関連経路のうち地形や市街化の状況等、その地域固有の制約により、生活関連経路Ａに設定できないが、その経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限りバリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）

